

埼玉県男女共同参画基本計画（素案） （令和4年度～令和8年度）

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 男女共同参画をめぐる埼玉県の状況	4
5 日本の男女共同参画の国際比較	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1 計画の目標	5
2 計画を推進するための基本的な視点	5
3 条例の基本理念と計画の基本目標	7
4 計画の体系	
5 計画の推進指標	
第3章 計画の内容	8
目指す姿 I あらゆる分野における男女共同参画	8
基本目標 I-1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大	8
基本目標 I-2 家庭と地域活動への男性の参画拡大	11
目指す姿 II 経済社会における女性活躍の拡大	15
基本目標 II-1 働く場における女性活躍の推進	15
基本目標 II-2 男女ともに働きやすい職場環境づくり	18
目指す姿 III 誰もが安全・安心に暮らせる社会	21
基本目標 III-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	21
基本目標 III-2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重	28
基本目標 III-3 生涯を通じた男女の健康支援	33
基本目標 III-4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	38
目指す姿 IV 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整備	40
基本目標 IV-1 男女の固定的な役割分担意識や偏見の解消	40
基本目標 IV-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	44
第4章 計画の推進体制 (調整中)	

参考資料（調整中）

- 1 計画策定の経緯
- 2 計画の推進体制
- 3 男女共同参画をめぐる動き（世界、国、埼玉県）
- 4 関係法令
 - 男女共同参画社会基本法
 - 埼玉県男女共同参画推進条例
 - 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 - 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律
 - 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
 - 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 5 用語の解説

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、全国に先駆けて平成12年3月に埼玉県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を制定し、条例に基づく初の基本計画として、平成14年2月に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定しました。

現行の「埼玉県男女共同参画基本計画」（平成29年度～令和3年度）は、平成27年8月に成立した、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく都道府県推進計画としても位置付け、「男女共同参画社会の実現—男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉—」を目標として、男女共同参画に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

本県の人口はまもなく減少に転じ、全国で最も早いスピードで後期高齢者の増加が見込まれています。また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は未曾有の危機をもたらしました。特に女性に対する影響は大きく、配偶者などからの暴力（DV）や性暴力の増加・深刻化の懸念、雇用、所得への影響などが浮き彫りになりました。一方で、デジタル技術の活用を飛躍的に拡大・浸透させ、新たな社会生活への変革が広がる契機ともなっています。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、今後5年間の目指す姿と取り組むべき施策を明らかにする、新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条及び条例第12条に基づき、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 女性活躍推進法第6条第1項に規定する県における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画です。
なお、計画の「目指す姿 Ⅱ」に係る部分について、女性活躍推進法第6条第1項に基づく「都道府県推進計画」として、位置付けます。
- (3) 男女共同参画をめぐる国連の動向や国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、本県の総合計画である埼玉県5か年計画との整合を図り、県の部門別計画として策定する計画です。
- (4) 県民からの意見や男女共同参画審議会からの答申を受け、県民、事業者、民間団体及び市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

3 計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間

4 男女共同参画をめぐる埼玉県の状態（調整中）

（1）人口概況・人口動態

（2）就業の状況

（3）政策決定過程への参画

（4）新型コロナウイルス感染症拡大の影響

（5）デジタル化社会への対応

5 日本の男女共同参画の国際比較

（1）就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）

（2）ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

男女共同参画社会の実現
—調整中—

2 計画を推進するための基本的な視点

計画の目標である男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進するための四つの基本的な視点を設定します。

(1) あらゆる分野で男女の人権を尊重する

配偶者などからの暴力や、性暴力・性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害する重要な課題となっています。

この背景には、人々の意識や行動、習慣などにある、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による固定的性別役割分担意識や、女性に対する差別や偏見などがあります。女性に対する暴力が根絶され、尊厳をもって一人一人が生きることができるよう、あらゆる分野で男女の人権を尊重していきます。

(2) 男女共同参画・女性活躍を推進し、多様性に富んだ活力ある社会をつくる

男女が性別にかかわらず、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野へ参画することは、多様性に富んだ活力ある社会をつくる上で不可欠となっています。

男女共同参画・女性活躍を分野横断的な価値として推進し、少子高齢化が急速に進む人口減少社会においても、多様な一人一人の能力が発揮されることを通じ、持続可能な社会の実現へつなげていきます。

(3) 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く

本県には、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する、いわゆるM字カーブの底が深いという特徴があり、就業の継続がしやすい環境の整備が求められます。一方、男性においても働き方を見直し、家庭生活や地域活動への参画により仕事以外の活動の場や役割を持つことは、生涯にわたる豊かな人生につながります。

男女が相互に協力し、社会的支援を受けながら、より良いパートナーシップを築き、家庭や仕事、地域において調和の取れた生活の実現を図っていきます。

(4) SDGsの実現をはじめ国際社会の取組の推進へ貢献する

国では、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して、男女共同参画に係る施策を推進してきました。

こうした中、2015年に、国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う（ゴール5）」が17ゴールの一つとして掲げられました。我が国においても、「誰一人取り残さない」社会を目指し、ゴール5を含むSDGs全体の達成など、国際的な取組の推進に貢献するとしています。

本県としても、条例の基本理念である「国際的協力」に沿って、こうした国際社会の取組を踏まえ、男女共同参画に係る施策を推進していきます。

3 条例の基本理念と計画の基本目標

条例の6つの基本理念に基づき、計画の目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、「4つの目指す姿」と「10の基本目標」を設定しました。

また、6つの基本理念と10の基本目標及び4つの基本的な視点の関係を次のとおり整理しました。

条例の基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度や慣行についての配慮
- 3 政策や方針の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 6 国際的協力

目指す姿

I	あらゆる分野における男女共同参画
II	経済社会における女性活躍の拡大
III	誰もが安全・安心に暮らせる社会
IV	男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整備

計画の基本目標

I-1	政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大
I-2	家庭と地域活動への男性の参画拡大
II-1	働く場における女性活躍の推進
II-2	男女ともに働きやすい職場環境づくり
III-1	女性に対するあらゆる暴力の根絶
III-2	様々な困難を抱える人々への支援と多様性の尊重
III-3	生涯を通じた男女の健康支援
III-4	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
IV-1	男女の固定的な役割分担意識や偏見の解消
IV-2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

計画を推進するための基本的な視点

- 1 あらゆる分野で男女の人権を尊重する
- 2 男女共同参画・女性活躍を推進し、多様性に富んだ活力ある社会をつくる
- 3 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
- 4 SDGsの実現をはじめ国際社会の取組の推進へ貢献する

男女共同参画の推進

計画の目標

男女共同参画社会の実現

— 調整中 —

第3章 計画の内容

目指す姿Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画

(目指す姿)

- 政策・方針決定過程に女性の参画が進み、男女共同参画が進んでいます。急速な少子高齢化や人口減少の進展、価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、誰もが暮らしやすい社会の実現につながっています。
- 家事・子育て・介護・地域活動において、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（性差に関する無意識な思い込み）に捉われず、男性の参画も進んでいます。男性が子育てや介護等の多様な経験を得ることが、職場における働き方やマネジメントのあり方を見直す契機ともなっています。
- 人生100年時代の中、男女がともに社会の支援を受けながら、家庭生活と職業生活・地域活動とのバランスのとれたライフスタイルの実現が図られ、豊かな人生を送っています。

基本目標 I-1

政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大

(現状と課題)

本県において、県や市町村における女性管理職や審議会等の女性委員の割合、民間企業管理職などにおける女性の割合は、緩やかに上昇をしております。しかしながら、政策や方針の立案及び決定への女性の参画は十分とは言えない状況にあります。

あらゆる分野における女性の参画を拡大していくために、県庁が率先して女性活躍を進めるとともに、市町村、事業所及び各種団体などにおける取組を促進していく必要があります。

【データ挿入予定】

施策の基本的な方向

(1) 県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

県審議会委員などへの女性の登用の促進、女性の行政職員、教職員、警察職員などの職域拡大や管理職への登用、校長・教頭、事務長などへの女性の登用について、県における取組を進めます。

推進項目

- ① 県審議会委員などへの女性の登用促進（全庁）
 - ア 目標値や公募枠設定による審議会委員などへの女性の登用促進
 - イ 推薦団体への協力要請

ウ 女性の学識経験者の登用促進

② 県が設置する要綱に基づく協議会委員などへの女性の登用促進（全庁）

ア 目標値や公募枠設定による女性の登用促進

イ 推薦団体への協力要請

ウ 女性の学識経験者の登用促進（再掲）

③ 埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プランに基づく、女性県職員の活躍の推進（総務部）

ア 女性管理職の更なる増加に向けた登用を推進

県職員の管理職における女性の割合を令和7年度末までに概ね20%程度とする登用推進

イ 女性職員のキャリア形成に向けた不安解消や意欲向上の支援

ウ 女性職員の採用に向けた取組の実施

④ 埼玉県教育委員会女性活躍・子育て応援事業主プランに基づく、教育局職員、県立学校教職員、市町村立小・中・特別支援学校教職員の活躍の推進（教育局）

ア 教育局職員、県立学校教職員、市町村立小・中・特別支援学校教職員を合わせた、教育委員会全体の管理職における女性の割合を令和7年度末までに概ね20%程度とする登用推進

イ 女性の管理職としての意識・能力の向上のための研修の実施

⑤ 埼玉県警察女性職員の活躍推進及び職員のための子育てサポート推進プログラムに基づく、女性県警職員の活躍の推進（警察本部）

ア 女性職員の積極的な採用

イ 幹部登用を指向した人材の育成

施策の基本的な方向

（２）市町村、事業所・各種団体における政策方針決定過程への女性の参画拡大

市町村における女性の職域拡大・管理職への登用や、市町村審議会委員などへの女性の登用が進むよう支援を行います。

あらゆる機会を通じて、女性の登用などについて事業所や各種団体（経済団体、労働団体、地域団体、福祉団体など）へ協力を要請し、社会的気運の醸成を図ります。

その際、積極的格差是正措置に関する情報提供などにより、実効性のある取組が行われるよう協力を要請します。

推進項目

① 研修や情報提供などによる市町村の取組への支援（県民生活部、関係部局）

ア 県内市町村状況調査などによる状況把握と結果の提供

イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などでの講座・研修事業による人材育成を通じた地域での女性の活動促進

ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での市町村男女共同参画担当職員研修の実施や市町村職員研修への講師派遣

- ② 市町村審議会委員などへの女性の登用促進支援（県民生活部）
- ③ 事業所における女性の管理職や役職などへの登用促進についての啓発
（県民生活部、産業労働部、関係部局）
 - ア 多様な働き方実践企業の認定、男女共同参画を進める事業所表彰の実施
 - イ 積極的格差是正措置の普及啓発
- ④ 女性の登用についての各種団体に対する協力要請（県民生活部、全庁）
- ⑤ 自治会、PTA、NPOなど地域における政策・方針決定過程への女性の参画促進（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

（３）積極的格差是正措置の具体化の促進

条例に規定している積極的格差是正措置の普及啓発に努め、女性登用の促進を図ります。

推進項目

- ① 積極的格差是正措置の普及啓発（再掲）（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

（４）女性の人材発掘・育成・活躍の促進

女性の人材の発掘・育成を図り、女性の活躍を促進します。

推進項目

- ① 女性の人材の発掘と情報提供の充実（県民生活部、農林部、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での女性の人材に関する幅広い情報の収集・提供
 - イ 女性が認定農業者となるよう促進するとともに、さいたま農村女性アドバイザーの認定を推進
- ② 女性の人材の育成と活用（県民生活部、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での講座・研修事業による人材育成及び人材情報の提供
 - イ 男女共同参画推進のためのキーパーソンネットワーク化の支援

家庭と地域活動への男性の参画拡大

(現状と課題)

長時間労働や転勤等を当然視する、いわゆる「男性中心型労働慣行」や、固定的性別役割分担意識を背景に、家事・子育て・介護や地域活動などの多くを、女性が担っている実態があります。特に、本県の場合、女性の年齢階級別労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があります。

女性の就業継続に資するのみならず、男性が生涯にわたり豊かな人生を送る上でも、家庭と地域活動への男性の参画拡大を進めていく必要があります。

【データ挿入予定】

施策の基本的な方向

(1) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（性差に関する無意識の思い込み）の解消を図り、男性が積極的に家庭生活や地域活動へ参画できるよう、広報や啓発活動などを推進します。

男性の働き方を見直し、ワークライフバランスを推進します。

学校・保育所の保護者会（PTA等）や自治会・町内会などの地域の特定の活動が性別により役割が固定化しないよう、地域活動における男女共参画を推進します。

推進項目

①男性が家庭生活や地域活動に参画しやすい環境づくりの推進

（県民生活部、保健医療部、福祉部、教育局）

- ア 男性を対象とした男女共同参画のための情報発信
- イ 男性向けセミナーの開催
- ウ 男性の生活・自活能力向上のための支援
- エ 男性の子育て参加の促進
- オ 男性の地域活動参加への意識啓発の推進
- カ 男性に対する相談体制の充実

②男性の働き方の見直しの推進（産業労働部）

③女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法による特定事業主行動計画の推進

（総務部、教育局、警察本部）

- ア 男性職員の子育てに関する休暇取得促進
- イ 「子育てのための休暇取得プログラム」の作成

- ④ 地域活動における男女共同参画の推進（県民生活部、福祉部、関係部局）
 - ア 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
 - イ NPO活動・ボランティア活動などへの参加促進のための環境整備
 - ウ 地域活動参画への機会づくり、講座や研修の提供、ネットワーク化などの活動の活性化

施策の基本的な方向

(2) 家庭と仕事・地域活動の両立の促進

女性も男性も家庭と仕事・地域活動の両立を図ることの重要性について意識啓発を行い、家庭・働く場・地域において互いに支え合う気運を醸成するとともに、両立に向けた環境整備を進めます。

推進項目

- ① 家庭と仕事・地域活動の両立についての学習機会の提供
 - (県民生活部、産業労働部、教育局)
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などを活用した講座や研修の受講機会の提供
- ② 働き方の見直しによる男女ともに仕事と家庭を両立できる環境づくり
 - (産業労働部)
 - ア 所定外労働の削減、男性の育児休業取得などの働き方の見直しに取り組む企業の支援
 - イ 働き方の見直しを行っている企業の実践例の情報提供と経営者及び管理職等の意識啓発
 - ウ 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の普及啓発
 - エ テレワークの導入・定着を進める企業の支援
- ③ 企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進
 - (福祉部、保健医療部、産業労働部)
 - ア 多様な働き方実践企業の認定
 - イ 育児休業・介護休業制度などの普及定着
 - ウ 短時間勤務・フレックスタイムなど仕事と家庭の両立を支援する制度の導入促進
 - エ 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の推進
 - オ 医療・福祉分野における就業継続・復職支援
 - カ 企業内保育所・病院内保育所の整備促進
- ④ 男女共同参画を進める事業所の表彰（県民生活部）
- ⑤ 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供（産業労働部）
- ⑥ 交通網の整備などによる通勤時間の短縮の促進
 - (企画財政部、県土整備部、関係部局)

施策の基本的な方向

(3) 子育ての社会的支援

男女が仕事や地域活動を安心して行うために、待機児童の解消を目指した保育所の整備、放課後児童クラブの充実など、子育てにおける社会的支援を充実します。

推進項目

- ① 保育所等の整備促進（福祉部、保健医療部、産業労働部）
 - ア 保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業内保育所、病院内保育所等の整備促進
- ② 延長保育や一時預かり、病児保育、送迎保育などの多様な保育サービスの提供支援（福祉部）
- ③ 幼稚園における子育て支援の充実（総務部）
- ④ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実（福祉部、教育局）
- ⑤ 地域における子育て支援の充実（福祉部）
- ⑥ 保育士など子育てを支援する人材の育成・確保・定着（福祉部、教育局）
 - ア 職場環境の充実、保育の専門性の向上などを目的とした研修の実施
 - イ 潜在保育士の積極活用、復職の支援などを目的とした個別相談や就職説明会の実施
- ⑦ ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある家庭への支援
（県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部）
 - ア 子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保支援及び経済的支援の総合的な推進
 - イ ひとり親家庭に対する職業訓練の実施
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における情報の提供、セミナーの開催
- ⑧ 情報提供や相談体制の充実（福祉部、保健医療部）
 - ア 地域子育て支援拠点の設置促進
 - イ 子育て世代包括支援センターの促進
 - ウ 児童相談所の相談体制の充実
 - エ 市町村が実施する利用者支援事業の促進
- ⑨ 子育てしやすい住宅の普及促進（都市整備部）
- ⑩ パパ・ママ応援ショップなど社会全体で子育てを応援するムーブメントの醸成（福祉部）

施策の基本的な方向
(4) 介護の社会的支援

高齢者とその家族が安心して豊かに生活できるよう、介護サービスの充実や介護サービスを担う人材の育成など介護の社会的支援を充実します。

推進項目

- ① 介護保険制度の充実（福祉部、産業労働部）
 - ア 介護保険サービス提供事業者の指導強化
 - イ 介護保険サービスを担う人材の育成

- ② 在宅福祉サービス・施設サービスの充実（福祉部）

目指す姿Ⅱ 経済社会における女性活躍の拡大

(目指す姿)

- 就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。性別にかかわらず働きたい人すべてが、仕事と子育て、介護、社会活動などを含む生活との二者選択を迫られることなく、働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮しています。
- 長時間労働や転勤等を当然視する働き方に対する見直しが進むとともに、個々の事情やライフステージに応じ、多様で柔軟な働き方ができる環境が整備されています。
- 職場における性別を理由とする差別的取扱いや、セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメントの根絶、男女間の格差の是正や意欲と能力に応じた均等な待遇が図られ、女性活躍の拡大が図られています。

基本目標 Ⅱ-1

働く場における女性活躍の推進

(現状と課題)

依然として、仕事と家庭の両立が難しいことを理由に、多くの女性が出産や子育てを機に離職しており、また、就業を希望しながら、就業していない女性も30～40歳代を中心に多くなっています。

働く場における女性活躍を推進するために、就業を希望する女性はその能力を存分に生かして活躍できるようにしていく必要があります。

【データ挿入予定】

施策の基本的な方向

(1) 女性の就業・起業支援

女性キャリアセンター、創業・ベンチャー支援センター埼玉を中心に、様々な状況にある女性一人一人のニーズに応じたきめ細かなワンストップ支援を行い、より多くの就業・起業につなげていきます。

農林業における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう取り組みます。

推進項目

- ① 女性の就業支援（県民生活部、産業労働部）
 - ア 女性キャリアセンターなどにおける面談相談・電話相談・セミナーの開催
 - イ 埼玉しごとセンター女性コーナーにおける就職相談・セミナーの開催
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における就業支援窓口の紹

介や情報提供

- ② 女性のキャリアアップ支援（産業労働部）
 - ア 女性キャリアセンターなどにおけるセミナーなどの開催
 - イ 企業の経営者・人事担当者に対する働きかけ
 - ウ 埼玉県メンター共有制度の実施
- ③ 多様な職業能力の開発機会の提供（産業労働部）
 - ア 女性の再就職に役立つ多様な資格・技能の取得、習得を支援する職業訓練の実施
 - イ 子育て世代に配慮した託児サービス付き職業訓練の実施
 - ウ 職業訓練の見学や女性向けセミナーにおける職業訓練の紹介による受講促進
- ④ 女性の起業支援（産業労働部）
 - ア 創業・ベンチャー支援センター埼玉における起業相談、セミナーの開催
 - イ 起業支援制度や優良事例の情報提供
 - ウ 融資による開業資金の支援
 - エ 女性起業家・経営者などの交流・連携の促進
 - オ 女性起業家のロールモデルの情報提供
- ⑤ 商工業などの自営業に携わる女性への支援（産業労働部）
 - ア 商工会・商工会議所の女性部活動への支援
- ⑥ 農林業における女性の参画の促進（農林部）
 - ア 農業協同組合などの正組合員・役員・農業委員などへの参画を促進するための意識啓発
 - イ 家族経営協定の締結の促進
 - ウ 女性が認定農業者となるよう促進するとともに、さいたま農村女性アドバイザーの認定を推進（再掲）
 - エ 積極的に経営参画する女性農業者の支援
- ⑦ 企業における女性の活躍に向けた積極的な取組の推進
（総務部、県民生活部、産業労働部、県土整備部、関係部局）
 - ア 女性の就業及び定着に向けた取組支援
 - イ 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供（再掲）
 - ウ 女性に対する企業内教育や職業訓練の促進
 - エ 女性活躍推進法に基づく女性の職業生活における活躍の推進
 - オ 男女共同参画を進める事業所の表彰（再掲）
 - カ 女性の活躍推進に積極的かつ主体的に取り組む県内企業などについて、建設工事請負等競争入札参加資格審査における格付けの優遇及び建設工事における総合評価落札方式の入札での加点評価の実施

施策の基本的な方向

(2) 女性の就業継続・キャリア形成支援

女性が子育てや介護等を理由に就業が途切れることのないよう、企業における仕事と家庭の両立支援を進めます。

就業継続に向け、キャリア形成支援により、女性の職業能力の向上を図ります。

就業相談から仕事と家庭の両立やキャリア形成まで、一人一人の状況に応じたワンストップの支援を行います。

推進項目

- ① 企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進（福祉部、保健医療部、産業労働部）（再掲）
 - ア 多様な働き方実践企業の認定
 - イ 育児休業・介護休業制度などの普及定着
 - ウ 短時間勤務・フレックスタイムなど仕事と家庭の両立を支援する制度の導入促進
 - エ 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の推進
 - オ 医療・福祉分野における就業継続・復職支援
 - カ 企業内保育所・病院内保育所の整備促進

- ② 女性のキャリアアップ支援（産業労働部）（再掲）
 - ア 女性キャリアセンターなどにおけるセミナーなどの開催
 - イ 企業の経営者・人事担当者に対する働きかけ
 - ウ 埼玉県メンター共有制度の実施

施策の基本的な方向

(3) 女性活躍に関する情報発信

女性の活躍の場を更に拡大するため、企業や経済団体等と連携しながら、働く女性ワンストップ支援サイト（仮称）の運営などにより、女性活躍に関する情報を発信します。

推進項目

- ① 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供（産業労働部）（再掲）

- ② 働き方の見直しを行っている企業の実践例の情報提供（産業労働部）（再掲）

- ③ 女性の活躍を応援するセミナー・イベントの開催（産業労働部）

基本目標 II-2

男女ともに働きやすい職場環境づくり

(現状と課題)

家事・子育て・介護等の多くを女性が担っている現状があります。仕事か家庭か二者選択を迫られることなく働き続けることができるよう、多様で柔軟な働き方を普及していく必要があります。新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となったテレワークの導入やオンラインの活用の更なる拡大が期待されています。

賃金、昇進、人事配置などの面で、男女の格差は今なお残っています。多くの女性がパートタイマー、派遣社員、契約社員などの雇用形態で働いています。

性別を理由とする差別的取扱い、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益扱い、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の根絶及び男女間の賃金格差の解消に努め、意欲と能力に応じた均等な待遇を実現していくことが求められています。

【データ挿入予定】

施策の基本的な方向

(1) 多様な働き方の推進

企業におけるテレワークなどの多様な働き方への取組を支援し、性別にとらわれず、誰もが働き続けられる職場環境づくりを進めます。

推進項目

- ① 企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進
(福祉部、保健医療部、産業労働部 (再掲))
 - ア 多様な働き方実践企業の認定
 - イ 育児休業・介護休業制度などの普及定着
 - ウ 短時間勤務・フレックスタイムなど仕事と家庭の両立を支援する制度の導入促進
 - エ 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の推進
 - オ 医療・福祉分野における就業継続・復職支援
 - カ 企業内保育所・病院内保育所の整備促進

- ② 働き方の見直しによる男女ともに仕事と家庭を両立できる環境づくり
(産業労働部) (再掲)
 - ア 所定外労働の削減、男性の育児休業取得などの働き方の見直しに取り組む企業の支援
 - イ 働き方の見直しを行っている企業の実践例の情報提供と経営者及び管理職等の意識啓発
 - ウ 仕事と生活の調和 (ワークライフバランス) の普及啓発

エ テレワークの導入・定着を進める企業の支援

- ③ 介護や病気治療と仕事との両立支援など、働きやすい職場環境づくりの推進
(産業労働部)

施策の基本的な方向

(2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進及び各種ハラスメントの防止

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）の普及に努め、募集・採用から配置、昇進、退職に至るまでの雇用機会や待遇における性別による差別や、男女間の賃金格差の解消に向け、各種の取組を促進するとともに、間接差別の禁止に向けた啓発を行います。

セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等のハラスメントの防止に向けた取組を促進します。

推進項目

- ① 労働基準法及び男女雇用機会均等法の周知（産業労働部）
- ア 総合職や一般職といったコース等で区分した雇用管理を行うに当たっての留意事項の周知
 - イ 間接差別の禁止についての啓発
- ② 労働に関する法や制度の周知・相談体制の充実（産業労働部、関係部局）
- ア 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止についての周知
 - イ セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパワーハラスメントに関する雇用管理上の措置義務の周知
 - ウ 労働基準法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの周知
 - エ 労働相談を通じた職場トラブルの解決支援

施策の基本的な方向

(3) 様々な就業形態における就業環境の整備

女性も男性もその価値観やライフスタイルなどに応じて多様な働き方をより安心して選択できる環境を整備していくために、パートタイム労働や派遣労働の処遇・労働条件の改善や、在宅就業の健全な発展に向けた支援を行います。

また、起業・NPO活動・ボランティア活動など多岐にわたる女性のチャレンジに対して、個々のライフステージに応じた幅広いニーズに対応しながら積極的に支援します。

推進項目

- ① 多様な就業形態における就業環境の改善（産業労働部）
 - ア 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の周知
 - イ 派遣元事業主や派遣先が講ずべき措置に関する指針の周知
 - ウ テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインの周知
 - エ 在宅ワークの適正な実施のためのガイドラインの周知
 - オ 家内労働法の周知

- ② パートタイム労働者など非正規雇用における雇用環境等の整備（産業労働部）
 - ア 不本意非正規雇用者の正規雇用化の支援
 - イ 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）の周知

- ③ NPO活動の促進（県民生活部）
 - ア NPO法人の税務・会計・運営相談の実施
 - イ NPO法人や市民活動団体などの情報提供
 - ウ NPO基金を活用した助成や企業と連携したNPO活動への支援

- ④ 女性の起業支援（産業労働部）（再掲）
 - ア 創業・ベンチャー支援センター埼玉における起業相談、セミナーの開催
 - イ 起業支援制度や優良事例の情報提供
 - ウ 融資による開業資金の支援
 - エ 女性起業家・経営者などの交流・連携の促進
 - オ 女性起業家のロールモデルの情報提供

- ⑤ 農業経営体における雇用環境改善の支援と就職希望者とのマッチング支援
(農林部)

目指す姿Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

(目指す姿)

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、その予防と被害からの回復のための取組が進んでいます。誰もが暴力の被害者、加害者、傍観者とならないために幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、暴力の根絶に向けた基盤が整備されています。
- 貧困など、生活上の様々な困難を抱える方々に対し、セーフティネットの機能としての多様な支援が届いています。性別や年齢、国籍の違いや、障害の有無、LGBTQなど、様々な属性を持つ個人を認め合い、活躍できる共生社会の実現が図られています。
- 男女がライフステージに応じ、的確な保健・医療を受ける環境が整っています。女性が妊娠、出産等に対して、正確な知識や情報を入手し、自己決定を行うことができるよう、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の考え方に基づく取組が進んでいます。
- 防災・災害復興における意思決定過程や現場への女性の参画拡大が図られ、男女共同参画の視点から防災対策が推進されています。

基本目標 Ⅲ－１

女性に対するあらゆる暴力の根絶

(現状と課題)

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっており、女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成する必要があります。

暴力の背景には、固定的性別役割分担意識、経済力の格差など、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見などが存在しており、暴力の根絶には、社会における男女間の格差是正や意識改革を行っていく必要があります。被害者が子供、高齢者、障害者、外国人等の場合にはその背景となる事情に十分配慮していく必要があります。また、上司・部下、教員・生徒等の立場を利用した支配が暴力の背景にある場合は、加害者との関係から潜在化しやすい傾向にあります。被害者支援に当たっては、暴力の形態や被害者の属性等に応じ、きめ細かく対応する視点が不可欠となっています。

こうしたことを踏まえ、女性に対する暴力の予防と被害からの回復のための幅広い取組を進める必要があります。

【データ挿入予定】

施策の基本的な方向

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力は犯罪であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底するために、暴力の当事者とならないための教育や、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を強力に進めます。

また、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、配偶者暴力相談支援センター、警察、一時保護施設、福祉事務所、男女共同参画推進施設など関係機関が連携し、女性に対する暴力に対処するための体制整備を進めます。

さらに、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めていきます。

あわせて、子供に対する性犯罪や人権侵害が多発する状況から、子供の権利へ配慮を図っていきます。

推進項目

- ① 女性に対する暴力根絶のための意識啓発
(総務部、県民生活部、教育局、警察本部、関係部局)
 - ア 学校教育における暴力行為の予防啓発の推進
 - イ フォーラム、防犯講習、地域や企業などにおける研修会の開催
 - ウ リフレットや各種広報媒体、メディアを活用した意識啓発
- ② 相談しやすい体制の整備 (県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局)
 - ア 関係相談窓口への女性の配置など相談体制、カウンセリングの充実
 - イ 相談員向け研修の実施
- ③ 関係機関の連携 (県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局)
 - ア 埼玉県DV対策関係機関連携会議の開催
- ④ 被害者などへの支援や情報提供 (県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局)
 - ア 被害者に対する相談や支援に関する情報提供の実施
 - イ 子供の家庭内暴力などからの立ち直り支援を通じた被害者と子供の支援
 - ウ 民間被害者援助団体と連携した被害者ケア
 - エ 適切な自衛・対応策の教示
 - オ 医療、司法など専門機関との連携・協力
 - カ 男女共同参画苦情処理制度の活用
- ⑤ 暴力の発生を防ぐ環境づくり (総務部、県民生活部、教育局、警察本部)
 - ア パトロール、防犯ビデオ・防犯機器の貸出し、講習会の開催、防犯指導などの防犯対策の強化
 - イ 犯罪情報や防犯情報の発信
 - ウ 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導
 - エ 人権の尊重と暴力の防止に向けた学校教育の推進

⑥ 子供の権利を救済するための機関の活動の推進（福祉部）

施策の基本的な方向

（２）配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」という。）に規定する「配偶者からの暴力」に加え、若年者を中心としたデートDVを含めた、配偶者などからの暴力（DV）が重大な社会的・構造的問題であるとの認識について意識啓発を行います。

配偶者暴力防止法の周知を図るとともに、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（以下「DV防止基本計画」という。）に基づき、相談から、保護、自立支援に至るまでの切れ目のない支援を実施していきます。

なお、DVは子供にも悪影響を及ぼすことから、十分配慮していくとともに、DVへの対応機関と児童虐待への対応機関との連携協力を強化していきます。

推進項目

- ① DV防止に係る広報・意識啓発（県民生活部、教育局、警察本部、関係部局）
 - ア DV防止フォーラムやセミナー・防犯講習などの開催
 - イ 広報紙やホームページなどを活用した広報・啓発活動の実施
 - ウ 交際相手からの暴力（デートDV）防止啓発の推進

- ② 配偶者暴力相談支援センター・警察・一時保護施設・福祉事務所・男女共同参画推進施設などの取組の推進及び関係機関の連携
（県民生活部、福祉部、教育局、警察本部、関係部局）
 - ア 市町村における配偶者暴力相談支援センター設置の促進
 - イ 埼玉県DV対策関係機関連携会議の開催

- ③ 相談体制の充実（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
 - ア 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、けいさつ総合相談センター、犯罪被害者支援室などにおける相談による対応
 - イ 相談担当職員の資質向上及び二次的被害の防止のための研修の実施
 - ウ 市町村の相談事業の充実支援及び相互連携

- ④ 一時保護の充実（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
 - ア 適切かつ効果的な一時保護の実施
 - イ 県域を越えた保護施設の広域利用の促進、一時保護委託の拡充
 - ウ 民間シェルターへの支援・育成

- ⑤ 被害者とその子供の自立支援
（県民生活部、福祉部、都市整備部、教育局、関係部局）
 - ア 一時的な居住先としての県営住宅の提供

- イ 就職セミナーなどの開催、職業相談、求人情報の提供
- ウ 児童養護施設等における子供と親の心のケア対策
- エ 生活保護の適用による自立支援
- オ 子供の円滑な就学のための情報提供及び市町村教育委員会への支援

- ⑥ DV対応と児童虐待対応との連携強化（県民生活部、福祉部）
- ⑦ 外国人、障害者、高齢者、LGBTQ への支援（県民生活部、福祉部）
- ⑧ 加害者の検挙・指導及び警告その他の適切な措置（警察本部）
- ⑨ 加害者に向けた取組の推進（警察本部、県民生活部）
- ⑩ 災害時や感染症拡大等によるDVの深刻化への対応
（県民生活部、危機管理防災部）
 - ア 相談窓口の周知等広報・啓発活動の強化
 - イ 避難所における相談窓口の設置促進

施策の基本的な方向

（3）性犯罪・性暴力への対策の推進

性犯罪・性暴力の被害者は、暴力により身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に更に大きな傷を負います。

そのため、加害者の責任を厳正に追及していくとともに、被害者の心身の負担軽減に配慮しながら、被害者が躊躇せずに被害を訴え又は相談し、包括的な支援を受けられる環境整備を進めます。

推進項目

- ① 性犯罪への厳正な対処（警察本部）
 - ア 性犯罪等の前兆となる不審者からの声かけ事案等に対する行為者の特定、検挙、指導・警告措置など先制・予防的活動の強化
- ② 性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発（県民生活部、福祉部、警察本部）
 - ア 官学民による女性の安全・安心を守るためのネットワークの形成
 - イ 企業や大学等との連携による女性社員や女子学生向け防犯講話等の実施
 - ウ 女性を狙った犯罪発生情報等の発信
- ③ 安心して被害を届け出られる環境づくり（警察本部）
 - ア 被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進
 - イ 被害者の負担軽減及び二次的被害の防止
- ④ 相談体制の充実（県民生活部、警察本部）

ア 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター（性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン）における相談による対応

⑤ 被害者などへの支援や情報提供（県民生活部、警察本部）

ア 産婦人科医療機関と連携した被害者ケア

イ 捜査状況及び加害者の処分状況などの連絡

ウ 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターによる被害者支援

施策の基本的な方向

（４）子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

家族をはじめとする身近な者からの性的な暴力は、特に潜在化・深刻化しやすく、被害に遭うと一生拭い難い影響が生じます。子供や若年層が性暴力を認識し、加害者にならず、被害者となった場合は、被害を認知し、訴えることができるよう低年齢からの教育を強化していきます。子供、若年層が相談につながりやすく、精神面のケアに配慮しながら保護・支援を受けられる体制整備を推進します。

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題、児童買春や児童ポルノ等、子供、若年層に対する性暴力被害の予防啓発を推進し、取り締まりを強化していきます。

推進項目

① 性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達の段階に配慮した教育の充実（総務部、教育局）

② 児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく取締りの強化（警察本部）

③ 児童虐待防止対策の総合的な推進（福祉部）

④ 出会い系サイトなどの児童の利用禁止に関する児童や保護者に対する啓発
（県民生活部、警察本部）

⑤ いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等、若年層を対象とした性暴力被害に対する予防啓発の推進（警察本部、県民生活部）

施策の基本的な方向

（５）セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げ、社会的に許されない重大な人権侵害行為です。

雇用の場をはじめ、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた

意識改革や取組を進めます。

推進項目

- ① 企業などの雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
(総務部、産業労働部、教育局、警察本部)
 - ア 男女雇用機会均等法の普及と労働相談の実施
 - イ セクシュアル・ハラスメント防止推進員などの配置による県庁内の相談体制の整備
- ② 教育・研究・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (総務部、県民生活部、福祉部、教育局)
 - ア 教職員などに対する意識啓発及び研修の充実
 - イ 相談体制の充実
 - ウ 社会福祉施設などにおける相談体制整備の促進
 - エ 女性アスリートに対するセクシュアル・ハラスメントの防止
- ③ L G B T Qに関するハラスメント防止対策の推進 (県民生活部、産業労働部)
- ④ 男女共同参画苦情処理制度の活用 (県民生活部) (再掲)

施策の基本的な方向

(6) ストーカー行為などへの対策の推進

ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)などを適切に運用することによって、被害者が早期に相談できるよう必要な措置を講じます。関係機関が被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めるとともに、ストーカー規制法などに係る普及啓発を行います。

推進項目

- ① ストーカー行為などへの厳正な対処 (警察本部)
- ② 相談体制の充実 (警察本部)
- ③ 被害者の保護・支援、情報提供及び再被害対策 (県民生活部、警察本部)
- ④ ストーカー規制法及び埼玉県迷惑行為防止条例の普及啓発 (警察本部)

施策の基本的な方向

(7) 人身取引対策の推進

人身取引は、重大な人権侵害です。被害者の大半は女性や子供で、人権擁護の観点からも迅速かつ的確な対応が求められています。

人身取引の防止と被害者の保護のため、関係法令を厳正に運用するとともに、女性の人権を尊重する意識啓発、加害者の取締り、被害者保護などの対策を推進します。

推進項目

- ① 関係法令の適切な運用（警察本部）
- ② 適切な相談対応（県民生活部、警察本部）
- ③ 被害者の保護・支援（県民生活部、警察本部）
- ④ 外国人被害者への支援（県民生活部、警察本部）
 - ア 多言語リーフレットの配付
 - イ 在日外国公館への通報、入国管理局との連絡調整

施策の基本的な方向

（８）売買春への対策の推進

性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて関係法令の厳正な運用と取り締まりを強化し、売買春の防止に向けた広報啓発活動を推進します。

さらに、売春防止法に基づく要保護女子の早期発見と保護・社会復帰支援を行います。特に児童買春やその被害児童について対策を講じます。

推進項目

- ① 売買春及び児童買春の根絶に向けた取締りの強化（警察本部）
- ② 女性と子供の人権の尊重についての意識啓発
（県民生活部、福祉部、教育局、警察本部）
- ③ 売買春からの女性の保護・支援（県民生活部、福祉部）
- ④ 相談体制の充実（県民生活部、福祉部）

生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重

(現状と課題)

未婚・離婚の増加などによる単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用者の増加などによる雇用不安など、社会環境の変化により若年者から高齢者に至るまで経済的に困難を抱えやすい人が増加しています。特に女性は、出産・育児による就業の中断や非正規雇用が多く、貧困など生活上の困難に陥りやすい傾向があります。合わせて子供への貧困の連鎖が課題となっています。

また、災害や感染症拡大時といった非常時は、社会的に弱い立場にある人々に、より深刻な影響をもたらしており、平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図っていく必要があります。

障害があること、外国人であることに加え、女性であることでさらに複合的に困難に置かれている人々、性的マイノリティ（LGBTQなど）の人々が、自分らしく生きていけるよう、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが求められています。

【データ挿入予定】

施策の基本的な方向

(1) 生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援

経済的に困難な女性などに対する相談体制の充実や自立に必要な技能の習得、個人のニーズに合わせたきめ細かな就業情報の提供など自立や就労に対する支援を推進します。あわせて、貧困の連鎖を断ち切るために、生活困窮者世帯及び生活保護世帯の子供への学習の支援を行います。

また、女性が自らの意識と能力を高め、力をつけ、行動していくことができるよう、女性のチャレンジを支援します。

推進項目

- ① 多様な職業能力の開発機会の提供（産業労働部）（再掲）
 - ア 女性の再就職に役立つ多様な資格・技能の取得、習得を支援する職業訓練の実施
 - イ 子育て世代に配慮した託児サービス付き職業訓練の実施
 - ウ 職業訓練の見学や女性向けセミナーにおける職業訓練の紹介による受講促進
- ② 女性の就業支援（県民生活部、産業労働部）（再掲）
 - ア 女性キャリアセンターなどにおける面談相談・電話相談・セミナーの開催
 - イ 埼玉しごとセンター女性コーナーにおける就職相談・セミナーの開催

ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）におけるセミナー等の開催による就業支援窓口の情報提供、誘導

- ③ 若年無業女性等への自立支援を後押しするためのセミナー等の開催により、自立支援窓口の情報提供と誘導（県民生活部）
- ④ 新卒者やフリーター、若年無業者などの若者の就業支援（産業労働部）
- ⑤ パートタイム労働者など非正規雇用における雇用環境等の整備（産業労働部）
（再掲）
 - ア 不本意非正規雇用者の正規雇用化の支援
 - イ 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）の周知など非正規雇用者の処遇改善の促進
- ⑥ ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある家庭への支援（県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部）（再掲）
 - ア 子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保支援及び経済的支援の総合的な推進
 - イ ひとり親家庭に対する職業訓練の実施
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における情報の提供、セミナーの開催
- ⑦ 生活困窮世帯・生活保護世帯の自立に向けた就労支援（福祉部、関係部局）
- ⑧ 生活困窮世帯・生活保護世帯の子供に対する学習支援（福祉部）
- ⑨ 家族の介護等を担っているケアラーへの支援（福祉部、教育局、関係部局）
- ⑩ 住宅セーフティネット制度に基づく高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者に対する支援（都市整備部）

施策の基本的な方向

(2) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援

豊富な知識や経験を持つ高齢者が、自分自身の意欲や心身の状態に応じ、社会の担い手として就業やボランティア活動など様々な分野において長く健康で活躍できることを目指します。

高齢者が働ける場を増やすとともに、高齢者がこれまで蓄積した多様な知識、経験等を生かした丁寧なマッチングにより、就業や起業を支援します。

また、高齢者が地域活動やボランティア活動に参加する機会を拡大するため、活動参加へのきっかけづくりや情報発信などを進めます。

あわせて、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる支援体制の整備を行います。

推進項目

- ① 公民館などで実施される高齢者に対する生涯学習活動の促進や、多様な学習・活動ニーズへの対応（教育局）
- ② 高齢者が働きやすい職場づくりの推進（産業労働部）
- ③ 高齢者の就業・起業支援（産業労働部）
- ④ 高齢者の地域活動のきっかけづくりや情報提供（県民生活部、福祉部）
- ⑤ 高齢者の持つ知識や経験の有効活用（県民生活部）
- ⑥ 高齢者の健康づくりへの支援及び相談体制の充実（福祉部、保健医療部）
- ⑦ 介護予防の促進（福祉部）
- ⑧ 民間企業など多様な主体による生活支援サービス体制整備の促進（福祉部）
- ⑨ 高齢者の福祉用具利用や住宅改修についての情報提供や相談体制の充実
（福祉部、都市整備部）
- ⑩ 高齢者虐待防止への対応（福祉部）
- ⑪ 消費者の自立支援のための情報提供（県民生活部）

施策の基本的な方向

（3）障害者、外国人、LGBTQなどの特別な配慮を必要とする人への支援

障害者、外国人、LGBTQといった性的少数者など、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な困難な状況に置かれがちな方々が、その能力や意欲を發揮しながら活躍できるよう支援を行っていきます。

社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育や意識啓発を進めます。

推進項目

- ① 障害のある人などを地域全体で支える仕組みづくり
（福祉部、産業労働部、教育局、関係部局）

- ② 障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供に向けた啓発（福祉部）
- ③ 障害者の権利擁護・虐待防止対策の推進（福祉部）
- ④ 県内在住の外国人からの相談への対応（県民生活部、関係部局）
- ⑤ 多言語による生活情報の提供（県民生活部、関係部局）
- ⑥ 外国人の日本語学習支援（県民生活部、関係部局）
- ⑦ 外国人留学生への支援（県民生活部、産業労働部）
- ⑧ LGBTQの権利尊重に向けた理解増進の取組及び相談体制の充実（県民生活部、関係部局）
- ⑨ 地域や学校、企業などにおけるLGBTQといった性的少数者に対する偏見・差別などの人権問題に関する啓発活動の実施（県民生活部、教育局、関係部局）
- ⑩ 誰もが住みよいまちづくり
（企画財政部、福祉部、県土整備部、都市整備部、関係部局）
- ⑪ ユニバーサルデザインの推進（県民生活部、全庁）

施策の基本的な方向

（４） 男女共同参画に関する国際理解、国際交流、国際協力の推進

国際社会における男女共同参画の推進に関する取組や様々な課題についての情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。民間団体や県民における国際交流・国際協力を促進するため、団体への情報提供や団体間のネットワーク化を充実するとともに、民間団体などと協力・連携しながら国際協力を推進します。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する国際的情報の収集・啓発（県民生活部）
- ② 男女共同参画に関する国際的動向についての学習機会の提供（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における研修・講座などの実施
 - イ 国立女性教育会館との連携
- ③ 県民主体の国際交流の推進（県民生活部）

④ 国際交流団体・国際協力団体などによる男女共同参画に関する取組の促進
(県民生活部)

ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での男女共同参画の視点
により実施する自主活動・交流支援事業への支援

イ NGO・NPOの国際交流、途上国の女性支援に配慮した国際協力への活
動支援

⑤ 地球環境の保全に対する国際協力・国際交流の推進（環境部）

基本目標Ⅲ－3

生涯を通じた男女の健康支援

（現状と課題）

男女が互いの身体的性差を十分理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提となっています。

特に女性の心身の状態は、ライフサイクルに応じて大きく変化をするという特性がある上、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による男女の支配・従属関係など、現在男女が置かれている状況が背景となって、男性主導の避妊や性行動を生み出し、結果として予期せぬ妊娠や性感染症などによって女性の健康と権利がおびやかされており、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着が強く求められます。男性においては、固定的性別役割分担意識などから孤立のリスクを抱える恐れもあることに加え、健康を害する生活習慣や自殺やひきこもりの割合が女性に比べて多いことが指摘されています。

本県の健康寿命は、男女ともに延びており、生涯を通じた男女の健康を支援するための総合的な対策の推進を図ることが必要となっています。

【データ挿入予定】

施策の基本的な方向

（1）生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方を広く社会に浸透・定着させ、この考え方に基づいた取組の促進を図ります。

推進項目

- ① 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発・相談体制の実施
（県民生活部、保健医療部）
- ② 新たな生殖技術に対応した、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の視点に立った情報提供（保健医療部）
 - ア 不妊に悩む夫婦などに対する相談の実施
- ③ 教育・学習機会の充実（保健医療部、教育局）
 - ア 地域における健康教育の実施
 - イ 児童生徒の発達の段階に応じた適切な性に関する指導の推進
 - ウ 効果的な性に関する指導について、指導者研修会を実施

施策の基本的な方向

(2) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

男女がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など各ライフステージに応じた総合的な健康保持対策を推進します。

成育基本法に基づき、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を推進します。

働く女性の母性保護と健康管理について留意します。

推進項目

- ① 生涯を通じた健康保持・増進のための事業などの充実（県民生活部、保健医療部）
 - ア ライフステージに対応した健康診査、女性特有の心身の健康に関する相談、健康づくりの実施
 - イ 市町村の指導者養成講座の開催など、地域における主体的な健康づくりへの支援
 - ウ 予期せぬ妊娠等の悩みに対する相談の実施
- ② 思春期における保健対策の推進（県民生活部、保健医療部、教育局）
 - ア 児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の推進（再掲）
 - イ 妊娠・出産（避妊や不妊、性感染症など）に関する正しい知識の普及啓発
 - ウ 喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止の啓発活動・教育の推進
 - エ 食に関する指導を通じた心身ともに健康な児童生徒の育成
- ③ 妊娠・出産期における女性の健康支援（保健医療部）
 - ア 月経障害、不妊治療に係る相談・支援
 - イ 高齢出産や妊娠中に働く女性への支援
 - ウ 妊婦や乳幼児の健康についての情報提供の実施
 - エ 母子の生命や身体への影響の大きい周産期の医療体制の整備
 - オ 産後うつへの相談支援
- ④ 成人期、高齢期における健康づくりの推進（保健医療部）
 - ア 健康長寿埼玉プロジェクトなど健康づくりの取組支援
 - イ 生活習慣病、骨粗しょう症などへの対策
 - ウ 更年期障害への相談支援
 - エ 口腔機能低下、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）等の予防
 - オ フレイル（加齢に伴う心身機能の低下等により支援が必要な状態）の進展予防対策
- ⑤ 生涯を通じた男女の健康に関する調査・研究（保健医療部）

施策の基本的な方向

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

性感染症は、男女の健康に甚大な影響をもたらすものであることから、正しい知識の普及啓発をはじめ総合的な対策を行います。

また、喫煙、飲酒による胎児や生殖機能への影響について情報提供を行います。薬物乱用は、本人の身体及び精神の健康をむしばむだけでなく、家庭崩壊や犯罪の原因になるなど安全な社会の基盤を揺るがしかねない行為であるため、薬物対策を行います。

学校教育においては、性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。

推進項目

- ① 性感染症対策の推進（保健医療部）
- ② 児童生徒の発達の段階に応じた適切な性に関する指導の推進（教育局）（再掲）
- ③ 薬物乱用対策の推進（県民生活部、福祉部、保健医療部、教育局、警察本部）
- ④ 喫煙・飲酒による胎児や生殖機能への影響に関する情報提供（保健医療部）

施策の基本的な方向

(4) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進

自殺をした人の割合を男女別に見ると、男性が7割で女性が3割となっています。男性においては「男性が主に稼ぐべき」といった固定的性別役割分担意識による重圧や、孤立のリスクを抱える恐れもあります。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大は女性にも大きな影響を与えており、生活不安やストレスの増大により、心の健康問題を抱えるなど、女性も自殺のリスクが高まっています。

「自殺は防ぐことができる」という基本認識を持てるよう、県民一人一人に普及啓発していくとともに、メンタルヘルス対策を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

また、家族等の自殺により遺された方々のケアやこれらの方々からの相談への対応を行うとともに、自助グループの活動を支援します。

推進項目

- ① 自殺防止に向けた普及啓発の推進（保健医療部、産業労働部）
ア 家族や周囲の人たちが自殺のサインに気付くことができるような教育・広報などの実施

イ ストレスチェックの実施など、働く場におけるメンタルヘルスケアの重要性の普及啓発

② 自殺防止に向けた相談支援の充実（県民生活部、保健医療部、産業労働部）

ア 働く人のメンタルヘルス相談の実施

イ 事業者、労働者への相談窓口の情報提供

ウ 失業・多重債務・法律問題などに関する相談体制の充実

エ 女性の心の問題に対する地域の保健事業・相談事業の実施

③ 自殺対策に取り組んでいる民間団体との連携やボランティア活動への支援
（保健医療部）

④ 遺族・周囲の人たち、自殺未遂者などへの支援（保健医療部）

ア 遺された人たちや周囲の人たちへの相談体制の整備

イ 遺族のための自助グループへの活動支援

施策の基本的な方向

（５）医療分野における女性の参画拡大

医療従事者については、既に女性の割合が高い業種も含め、医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等のワーク・ライフ・バランスの確保、女性の就業継続・復職支援を進めるとともに、生涯にわたる女性の健康づくりを支援するためにも、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけます。

女性医師の活躍促進や、看護師の職場環境の改善に取り組む医療機関などを支援し、離職の防止や職場への定着を進めるとともに、復職を支援します。

推進項目

① 女性医師に対する就業支援策の推進（保健医療部）

② 医師等に対するキャリア形成の支援（保健医療部）

③ 看護師の質的・量的な確保・養成（保健医療部）

④ 看護師の定着・就業の支援（保健医療部）

⑤ 離職した看護師の復職支援（保健医療部）

⑥ 助産師の活躍の推進（保健医療部）

⑦ 医療機関や医療関係団体等における意思決定過程の場への女性の登用促進
（県民生活部、保健医療部）

施策の基本的な方向

(6) スポーツ分野における男女共同参画の促進

生涯にわたる健康を確保するためには、運動・スポーツ習慣の有無が密接にかかわりますが、男性に比べ、女性の運動・スポーツ習慣の割合が低い状況にあります。そのため女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行います。

また、男女の健康状況や運動習慣が異なることから、女性アスリート特有の課題に対応した競技環境の整備や、スポーツ指導者における女性の参画を進めます。

推進項目

- ① 一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進（県民生活部）
- ② 多様なスポーツの推進（県民生活部）
- ③ 手軽にスポーツが始められる環境づくり（県民生活部）
- ④ ジュニア期からの選手育成を基盤とする競技力向上の体制づくり（県民生活部）
- ⑤ スポーツ科学による女性アスリート支援（県民生活部）
- ⑥ 女性アスリートに対するセクシュアル・ハラスメントの防止（県民生活部）
（再掲）
- ⑦ 女性スポーツ指導者の育成（県民生活部）
- ⑧ 運動部活動における女子生徒への適切な支援（教育局）

男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

(現状と課題)

災害被害は、地震や風水害などの自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会のあり方（社会要因）により、大きく影響を受けることから、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要となっています。

災害時には、平常時における固定的性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の女性への集中や、配偶者などからの暴力や性被害・性暴力のリスクが高まることから、男女共同参画の視点を踏まえた配慮が強く求められています。

こうした観点から、防災・災害復興時における意思決定過程や現場における女性の参画拡大が、ますます必要となっています。県や市町村防災会議における委員や消防団員など、女性の参画状況は低い状況にあり、参画促進を図っていく必要があります。

【データ挿入予定】

施策の基本的な方向

(1) 防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大

防災や災害復興時における多様なニーズやリスクを反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災・災害復興時に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。

推進項目

- ① 埼玉県防災会議における女性の登用推進（危機管理防災部）
- ② 地域防災計画の策定過程への女性の参画（危機管理防災部）
- ③ 災害復旧事業計画の策定過程への女性の参画（全庁）
- ④ 市町村における消防吏員の女性の採用・登用促進（危機管理防災部）
- ⑤ 消防団への女性の入団・活躍促進（危機管理防災部〈消防課〉）

施策の基本的な方向

(2) 防災訓練や自主防災組織などにおける男女共同参画の推進

地域の防災訓練や自主防災組織の活動など、現場における女性の参画拡大を図るとともに、防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視

点を踏まえた意識啓発を図ります。

推進項目

- ① 自主防災組織への女性の参画促進（危機管理防災部）
- ② 防災セミナー、防災出前講座などでの意識啓発
（県民生活部、危機管理防災部）
- ③ 各種防災訓練への女性の参画促進と女性の視点を取り入れた訓練の実施
（危機管理防災部）
- ④ 災害復旧活動における女性の参画（全庁）

施策の基本的な方向

（3）男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の充実

女性に配慮した地域防災計画の策定や、男女のニーズに広く対応した避難所の設置・運営などのマニュアルの整備・充実を図ります。

大規模災害時には女性に対する暴力の防止や妊婦などに配慮した女性相談窓口の設置を行います。

避難所における女性の視点を十分に踏まえた設置・運営の支援を行うとともに、県外からの避難者についても女性に配慮した受入れ態勢を構築します。

推進項目

- ① 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の策定
（危機管理防災部、県民生活部）
- ② 女性に配慮した帰宅困難者対策の構築（危機管理防災部）
- ③ 女性や子育てに配慮した避難所の開設・運営体制の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）
- ④ 大規模災害時における女性を対象とした相談窓口の設置（県民生活部）
- ⑤ 女性の視点を踏まえた避難所の開設・運営の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）
ア 男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄
- ⑥ 女性に配慮した県外からの避難者の受入れ態勢の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）
- ⑦ 男女共同参画の視点を踏まえた市町村の地域防災計画の策定支援
（危機管理防災部、県民生活部）

目指す姿Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整備

(目指す姿)

- 男女共同参画社会の実現に向け、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（性差に関する無意識の思い込み）の解消の重要性が、県民の間で浸透しています。
- 家庭や地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画について理解を深める機会が充実しています。
- 学校現場においては、性別に関わりなく、一人一人の個性に応じ、進路や就職において、多様な選択を可能とする指導が行われています。
- 生涯を通じて男女共同参画に関する学習機会が提供され、「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、ライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方の選択ができるようになっていきます。

基本目標 IV-1

男女の固定的な性別役割分担意識や偏見の解消

(現状と課題)

固定的性別役割分担意識に賛同しない県民は増加傾向にあり、令和2年度県の意識・実態調査では6割台半ばとなりました。一方で、家庭や職場など様々な分野における男女の地位の平等感で男女に差が出ているなど、実生活での男女共同参画の推進を更に図っていく必要があることから、アンコンシャス・バイアス（性差に関する無意識の思い込み）の解消が重要となっています。

新聞・テレビ・ラジオ・インターネットなどのメディアが公衆に表示する情報が、県民の意識形成に与える影響は大きいことから、連携しながら積極的に情報発信をしていく必要があります。また、公衆に情報を表示する場合、性別による役割分担や女性に対する暴力を助長及び連想させるような表現に十分留意するよう、県が率先して取組を進めるとともに、メディアにおける自主的な取組を促進する必要があります。

また、公衆に表示される情報について、男女共同参画の視点から県民自身が主体的に読み解き、自己発信できる能力を養うことが求められています。

【データ挿入予定】

施策の基本的な方向

(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進

固定的性別役割分担意識の解消に向けて、事業者や県民に対して広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、事業者や県民による自主的な取組の促進を図ります。その際、各種メディアの幅広い活用を図ります。

推進項目

- ① 調査による実態把握を通じた、働く場・家庭・地域における慣行（社会通念・習慣・しきたり）や法制度などの見直しの促進（県民生活部）
- ② 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進（県民生活部）
 - ア 事業者、行政職員に対する意識啓発
 - イ 男性を対象とする事業の充実
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）による講師派遣や講座の実施
 - エ 男女共同参画推進の功績に対する表彰制度の実施
- ③ 各種メディアの幅広い活用による広報・啓発活動（県民生活部、全庁）
- ④ 事業者・民間団体・県民と連携した広報・啓発活動（県民生活部、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点とする広報・啓発活動

施策の基本的な方向

（２）男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援

男女共同参画に関する法制度や救済制度の積極的な活用を促進するため、誰にでも理解できるよう広報を行い、法的識字能力（リーガル・リテラシー）の向上に向けて学習機会の充実を図ります。その際、高齢者、障害者、外国人など、情報を得にくい人に配慮します。

さらに、相談内容に応じた法制度や救済制度についての助言、情報提供、関係機関との連携などによる総合的な支援を行います。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する条約・法律・条例などの周知及び救済制度の活用促進のための学習機会の提供（県民生活部）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を活用した学習機会の提供
- ② 相談・救済体制の充実（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における電話・面接相談、弁護士・カウンセラーによる専門相談、インターネット相談の実施

- イ 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の視点を養う相談担当者の研修の実施
- ウ 男女共同参画苦情処理制度の活用（再掲）

施策の基本的な方向

（３）男女共同参画の視点を取り込んだ企画立案及び実施の推進

あらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込んでいくため、男女共同参画の現況を客観的に把握できるよう、統計の設計や結果の表し方などの見直しや、統計情報などの収集・整備・提供の充実を図るなど、その促進を図ります。

また、県施策の企画・立案、実施後の状況について、男女共同参画の視点から取組に対する配慮の度合いの評価を通じ、男女共同参画の視点からの企画・立案・実施の推進を図ります。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する統計情報や出版物の収集・整備・提供（県民生活部）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点とする情報収集・提供
 - イ 男女共同参画関連施策の推進状況に関する年次報告の作成・公表
- ② 男女共同参画に関する意識や実態の把握（県民生活部）
 - ア 男女共同参画意識・実態調査の実施
 - イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）で行う調査・研究
- ③ 男女共同参画による企画・立案・実施の推進（県民生活部、全庁）
 - ア 男女共同参画配慮度評価の実施
 - イ 男女共同参画推進員等による県庁内各課所における取組の推進
（県民生活部、全庁）

施策の基本的な方向

（４）メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ

固定的性別役割分担意識や女性に対する暴力を助長したり連想させたりするような表現については、十分留意することが求められています。また、男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する視点に立った自主研修の実施や、企画・制作・編集方針決定の場へ女性を参画させるなどするよう、メディアに対し協力を働きかけます。

推進項目

- ① メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的な取組への働きかけ（県民生活部、関係部局）
- ② 情報を制作・発信する側の企画、制作、編集など方針決定の場への女性の参画の促進（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

（５）男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成

固定的性別役割分担意識や女性に対する暴力を助長又は連想させるような表現の排除に向けた社会的気運の醸成を図るため、広報・啓発や学習機会の充実を図ります。

推進項目

- ① 情報活用能力（メディア・リテラシー）に関する講座等の開催による普及啓発（県民生活部、関係部局）
- ② 県民、事業者、メディアにおける「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」の活用の促進（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

（６）人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護

人権を侵害するようなメディアでの性・暴力表現への対応として、法令等に基づき、対策を講じます。

その際、インターネットなどのメディアへの対応や、児童の権利保護、青少年の健全育成の観点に配慮します。

推進項目

- ① 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護の推進（県民生活部、警察本部）
 - ア 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導（再掲）
 - イ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）に基づく対策の推進
 - ウ インターネットなどを利用したわいせつ事案などの犯罪の取締り
 - エ いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等、若年層を対象とした性暴力被害に対する予防啓発の推進（再掲）

男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

（現状と課題）

男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因として、働き方・暮らしの根底に長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（性差に関する無意識の思い込み）があることが挙げられます。

幼少のころをはじめ様々な世代で、こうした固定的性別分担意識や偏見を植え付けず、押し付けず、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要となっています。

子供の頃から、男女が共に一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重しあうとともに、性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できることが強く求められています。家庭や地域においても男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、子供への接し方も含め、男女共同参画の視点に立った行動を促進していく必要があります。

【データ挿入予定】

施策の基本的な方向

（1）男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進

学校教育は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であることから、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

推進項目

- ① 学校教育における男女平等教育の推進（総務部、教育局）
 - ア 児童生徒の発達の段階に応じた適切な性に関する指導の推進
 - イ 人権感覚育成プログラムの実践による人権感覚の育成
 - ウ 男女平等の重要性、人権の尊重、男女の相互理解と協力、家庭生活や働く場における男女共同参画の大切さなどの教育活動全体を通じた指導の充実
 - エ 男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、より良い家庭を築けるような家庭科教育の充実
 - オ 学校の教育活動の様々な場面での性別に基づく固定的な役割分担意識の見直し
- ② 女性学・ジェンダー学を含む男女共同参画に関する調査・研究などの充実（県民生活部、関係部局）
- ③ 教職員などに対する意識啓発及び研修の充実（総務部、教育局）

- ア 男女共同参画の理念、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の定義や視点について教職員研修などを通じた正確な理解の浸透
- イ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

施策の基本的な方向

(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

幼少の頃から男女共同参画の意識を育むためには、家庭教育が大きな役割を果たしています。固定的性別役割分担意識にとらわれない家庭教育が促進されるよう、男女共同参画の視点に立った広報・情報提供や学習機会の充実を図ります。

推進項目

- ① 男女共同参画の視点に立った家庭・地域教育の推進（県民生活部、教育局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における講座・研修事業の実施
 - イ 「親の学習」などの家庭教育支援の充実
 - ウ 学校応援団の推進
- ② 家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実（教育局）
 - ア 家庭教育アドバイザーの活用

施策の基本的な方向

(3) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進

男女共同参画の意識を広く浸透させるために、男女共同参画に関する学習機会を充実します。

さらに、女性があらゆる分野に参画する力をつけるために、生涯にわたる様々な学習機会の充実を図ります。

国際社会における男女共同参画の推進に関する取組や様々な課題についての情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する学習機会の充実（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などにおけるライフステージに応じた研修や講座の開催
 - イ 県民の視点に立ったウェブサービスの運営、インターネットを活用した情報提供の拡充
- ② 人材の育成（県民生活部、関係部局）
 - ア 地域リーダーの育成と活用

イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などの講座・研修事業による人材育成を通じた地域での男女共同参画の活動促進

③ 女性のキャリア形成支援（県民生活部、教育局、関係部局）

ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などにおける女性のキャリア形成支援

イ 生涯学習ステーションによる人材登録制度の紹介や学習情報の提供

④ キャリア教育の推進（県民生活部、教育局）

ア 理工系分野など多様な進路への理解・関心の向上

イ キャリア形成のために必要な能力や態度を育成

ウ 職業体験活動の充実